

複合化対象機能について

第3回藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会における複合化対象機能に係る委員からのご意見及び第2回藤沢市民会館等再整備ワークショップにおける参加者からのご意見等を踏まえた市の複合化に関する考え方を示します。

1 複合化対象機能の決定と本委員会の位置づけについて

複合化対象機能の決定方法と本委員会の関わり方については次のとおりです。

- 複合化対象機能は市として検討を重ね、本委員会に提案することを意思決定した案であること
- 最終的には基本構想で複合化対象機能を決定していくこと
- 市は、本委員会における意見等を踏まえ、複合化対象機能を改めて検討すること
- 市は、再検討した結果を本委員会へ報告すること
- 最終的に本委員会として複合化することに反対する提言がある場合は、特定の機能を複合化しない決定もあり得ること

2 案に対する意見等と市の考え方について

本委員会及びワークショップにおけるご意見等（複合化に反対するもの又は懸念を示されたもの）に対する市の考え方は次のとおりです。

(1) 様々な公共機能を複合化することで費用の面から個別の機能（特に市民会館ホール）の整備に影響が出ることへの懸念について

- 公共機能を複合化することで、より多くの建設費が必要になることは想定しており、一定の予算内ですべての公共機能を整備するのではなく、複合化に伴って建設費の増加が見込まれることは市議会にも説明しています。
- 市としては、老朽化の著しい南市民図書館や文書館等は建て替える必要があり、複合化せずに単独で建て替える場合も複合化して整備する場合と同額以上の費用が必要になると認識しています。このため、複合化する場合も相応の費用を充当し、それぞれの公共機能の目的を達成するために必要な広さや設備は確保していく方針です。
- 現在、民間ビルを賃借している市民活動推進センター等は、複合化して機能を取り込むことで、賃借料を削減できることから、老朽化が進む先述の機能と同様に、必要な性能は確保することを前提に計画していきます。

(2) 複合化することで、建物のボリュームが増大すること、建物が高層化することへの懸念について

- 複合施設の想定敷地面積約 19,000 m²（現市民会館の敷地と旧南市民図書館の敷地の合計）に対して、規制上建設できるボリュームの上限は約 57,000 m²（容積率 300%で算定）であり、現時点で想定している複合施設の延べ面積 21,400 m²*を立地することは可能です。（※この面積には現時点で整備内容が未確定な駐車場の床面積は含みません。）
- 今回の複合施設はすべての公共機能を 1 棟に集約することに拘らず、場合によっては複数棟での整備もあり得ると考えています。このため、ひとつの建物のボリュームや高さが過大な規模にならないよう調整することは可能であると考えています。

(3) 複合化することで、外部のオープンスペースが確保されなくなることへの懸念について

- 現市民会館と旧南市民図書館の建築面積の合計は約 5,400 m²です。例えば複合施設の延べ面積を約 21,400 m²として、建物の階数を 3 とした場合に建築面積は約 7,100 m²となります。このとき、想定敷地面積約 19,000 m²に対して空地が占める割合は約 60%となり、敷地の過半を超える空地を確保できます。また、奥田公園を一体的に整備することで、現状よりも広がりゆとりのある外部空間を確保することが可能になると考えています。

(4) 複合化によるにぎわいの創出をコンセプトにすることで、静粛性が求められる場所が確保できなくなることへの懸念について

- 再整備の方針として、「にぎわい」や「交流」をテーマにする一方で、ホールのホワイエや市民ギャラリーなど静粛性が求められる空間については、配置や構造、使い方の設定等により、静粛性を確保していきます。また、例えば図書館の閲覧スペースにおいて、自由に読書ができる空間と静かに読書ができる空間を区分するなどして、「にぎわい」と「静けさ」のメリハリのある複合施設としていきたいと考えています。

(5) 洪水浸水想定区域内に収蔵庫を立地することなど、立地の適格性に関する懸念について

- 南市民図書館の書庫のように、事業予定地内に整備せざるを得ないものは浸水想定高さよりも上部に計画するなどの工夫が必要と考えています。
- その他の保管・保存を目的とする収蔵庫は必要に応じて事業予定地以外の倉庫を活用するなど、事業予定地内において必要最小限の整備にとどめることを検討します。